

○国土交通省告示第千二百八十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第二号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（液体を収納する容器）</p> <p>第8条 液状の輸送許容物件を収納した容器は、内部ゲージ圧力を次の各号に掲げる圧力のうち最も高い圧力にしたときに、漏えいなく耐え得るものでなければならない。</p> <p>一 95キロパスカルの圧力（引火性液体、<u>毒物及びその他の有害物件</u>で等級が3のものにあつては、75キロパスカル）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（容器及び包装の安全性に関する基準）</p> <p>第21条 規則第194条第2項第1号口の告示で定める安全性に関する基準は、第13条の規定の適用を受ける場合及び別表第1にこの条の規定の適用除外に関する規定がある場合を除き、容器及び包装が、輸送中の通常の条件の下における温度又は湿度において、<u>次に掲げる要件</u>に適合するものであることとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第5号様式の表示が、<u>容易に消えない方法</u>で、かつ、<u>取り外しのできない箇所</u>に付されていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合することについて規則第194条第2項第1号口の検査に合格し、かつ、表面にVの文字が付された外装容器（以下「Vマーク付き容器」という。）は、当該検査の際に用いられた内装容器より壊れにくい内装容器と組み合わせる場合に限り、その都度検査を受けることなく輸送の用に供することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第5号様式の表示が、<u>容易に消えない方法</u>で、かつ、<u>取り外しのできない箇所</u>に付されていること。</p>	<p style="text-align: center;">（液体を収納する容器）</p> <p>第8条 液状の輸送許容物件を収納した容器は、内部ゲージ圧力を次の各号に掲げる圧力のうち最も高い圧力にしたときに、漏えいなく耐え得るものでなければならない。</p> <p>一 95キロパスカルの圧力（引火性液体<u>で等級が3のもの及び毒物</u>で等級が3のものにあつては、75キロパスカル）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（容器及び包装の安全性に関する基準）</p> <p>第21条 規則第194条第2項第1号口の告示で定める安全性に関する基準は、第13条の規定の適用を受ける場合及び別表第1にこの条の規定の適用除外に関する規定がある場合を除き、容器及び包装が、輸送中の通常の条件の下における温度又は湿度において、<u>次の各号</u>に掲げる要件に適合するものであることとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第5号様式の表示が<u>容易に消えない方法</u>で付されていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号</u>に掲げる要件に適合することについて規則第194条第2項第1号口の検査に合格し、かつ、表面にVの文字が付された外装容器（以下「Vマーク付き容器」という。）は、当該検査の際に用いられた内装容器より壊れにくい内装容器と組み合わせる場合に限り、その都度検査を受けることなく輸送の用に供することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第5号様式の表示が<u>容易に消えない方法</u>で付されていること。</p>

3 (略)

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合することについて規則第194条第2項第1号口の検査に合格し、かつ、表面にTの文字が付された外装容器(以下「Tマーク付き容器」という。)は、損傷、包装の不良若しくは漏えいのある危険物(火薬類、高圧ガス及び病毒を移しやすい物質(国連番号が3291の物件を除く。)並びに放射性物質は除く。)を収納した包装物又は漏えいした危険物を収納する場合であっても、輸送の用に供することができる。

一～三 (略)

四 第5号様式の表示が、容易に消えない方法で、かつ、取り外しのできない箇所に付されていること。

5 (略)

別表第1 輸送許容物件(第1条-第3条、第6条、第9条-第11条、第14条、第17条、第21条、第24条関係)

品名		国連番号	分類又は区分番号	隔離区分	副次危険性	ラベル	等級	微量輸送許容物件	包装方法及び積載方法				特別規定		
									少量輸送許容物件	旅客機	旅客機以外の航空機				
日本語名	英語名							容器及び包装等	容器及び包装等	許容質量又は許容量	容器及び包装等	許容質量又は許容量			
(略)															
アミン類 (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.*	2733	3	-	8	G Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y340 Y342	- 0.50 10	350 352 354	0.50 10 50	360 363 365	2.50 50 600	A3
(略)															
塩化ビクリル (10質量%以上の水で湿性としたもの)	PICRYL CHLORIDE, WETTED with not less than 10% water, by mass	3365	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40

3 (略)

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に適合することについて規則第194条第2項第1号口の検査に合格し、かつ、表面にTの文字が付された外装容器(以下「Tマーク付き容器」という。)は、損傷、包装の不良若しくは漏えいのある危険物(火薬類、高圧ガス及び病毒を移しやすい物質(国連番号が3291の物件を除く。)並びに放射性物質は除く。)を収納した包装物又は漏えいした危険物を収納する場合であっても、次の各号の条件に適合する場合に限り輸送の用に供することができる。

一～三 (略)

四 第5号様式の表示が容易に消えない方法で付されていること。

5 (略)

別表第1 輸送許容物件(第1条-第3条、第6条、第9条-第11条、第14条、第17条、第21条、第24条関係)

品名		国連番号	分類又は区分番号	隔離区分	副次危険性	ラベル	等級	微量輸送許容物件	包装方法及び積載方法				特別規定		
									少量輸送許容物件	旅客機	旅客機以外の航空機				
日本語名	英語名							容器及び包装等	容器及び包装等	許容質量又は許容量	容器及び包装等	許容質量又は許容量			
(略)															
アミン類 (液体) (引火性かつ腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S.*	2733	3	-	8	G Q	1 2 3	E0 E2 E1	- Y340 Y342	- 0.50 10	350 352 354	0.50 10 50	360 363 365	2.50 50 600	A3
(略)															
塩化ビクリル (湿性、10質量%以上の水を含有するもの)	PICRYL CHLORIDE, WETTED with not less than 10% water, by mass	3365	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40

(略)	ガリウム	GALLIUM	2803	8	-	Q	3	E0	-	-	867	20kg	867	20kg	A89
	ガリウム (物品中に内蔵され ているもの)	GALLIUM CONTAINED IN MANUFACTURED ARTICLES	3554	8	-	Q	-	E0	-	-	869	上限な L	869	上限な L	A48 A69
(略)	機械 (内燃機関のもの)	MACHINERY, INTERNAL COMBUSTION	3530	9	-	S	-	E0	-	-	972	上限な L	972	上限な L	A20 A87 A154 A208
(略)	四硝酸ペンタエリス リトール混合物 (鈍性化されたもの)	PENTABERYTRITOL TETRAMITRATE MIXTURE, DENSITIZED, SOLID, N. O. S. *	3344	4.1	-	-	2	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	A40
	(他に品名が明示さ れていないもので 四硝酸ペンタエリス リットルの含有率が10 質量%を超え20質 量%以下のもの)	(他に品名が明示さ れていないもので 四硝酸ペンタエリス リットルの含有率が10 質量%を超え20質 量%以下のもの)													
	四硝酸ペンタエリス マンニタン tetranitrate	Mannitan tetranitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
	四硝酸ペンタエリス Distiane	Distiane	3553	2.1	-	-	-	E0	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
(略)	車両 (引火性ガスを燃料 とするもの)	VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED	3166	9	-	S	-	E0	-	-	積載禁 止	-	991	上限な L	A70 A87 A18 A120 A154 A214
	車両 (ナトリウムイオン 電池を動力源とする もの)	VEHICLE, SODIUM ION BATTERY POWERED	3558	9	-	T	-	E0	-	-	952	上限な L	952	上限な L	A87 A18 A120 A154 A214 A231
	車両 (リチウムイオン電 池を動力源とするも の)	VEHICLE, LITHIUM ION BATTERY POWERED	3556	9	-	T	-	E0	-	-	952	上限な L	952	上限な L	A87 A18 A120 A154 A214
	車両 (リチウム金属電池 を動力源とするも の)	VEHICLE, LITHIUM METAL BATTERY POWERED	3557	9	-	T	-	E0	-	-	952	上限な L	952	上限な L	A87 A18 A120 A154 A214
	車両等 (蓄電池を動力源と するもの)	BATTERY-POWERED VEHICLE	3171	9	-	S	-	E0	-	-	952	上限な L	952	上限な L	A67 A87 A94 A154 A214
(略)	小火器用空砲	CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK	0338	1.4	C	-	B	-	E0	-	積載禁 止	-	130	75kg	-
	消火剤散布装置	FIRE SUPPRESSANT DISPENSING DEVICES	0514	1.4	S	-	B	-	E0	-	135	25kg	135	100kg	A232
	消火剤散布装置	FIRE SUPPRESSANT DISPENSING DEVICES	3559	9	-	-	S	-	E0	-	961	25kg	961	100kg	A232

(略)	ガリウム	GALLIUM	2803	8	-	Q	3	E0	-	-	867	20kg	867	20kg	A89
	ガリウム (物品中に内蔵され ているもの)	GALLIUM CONTAINED IN MANUFACTURED ARTICLES	3554	8	-	Q	-	E0	-	-	869	上限な L	869	上限な L	A48 A69
(略)	機械 (内燃機関のもの)	MACHINERY, INTERNAL COMBUSTION	3530	9	-	S	-	E0	-	-	972	上限な L	972	上限な L	A20 A87 A154 A208
(略)	四硝酸ペンタエリス リトール混合物 (鈍性化されたもの)	PENTABERYTRITOL TETRAMITRATE MIXTURE, DENSITIZED, SOLID, N. O. S. *	3344	4.1	-	-	2	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
	(他に品名が明示さ れていないもので 四硝酸ペンタエリス リットルの含有率が10 質量%を超え20質 量%以下のもの)	(他に品名が明示さ れていないもので 四硝酸ペンタエリス リットルの含有率が10 質量%を超え20質 量%以下のもの)													
	四硝酸ペンタエリス マンニタン tetranitrate	Mannitan tetranitrate	-	-	-	-	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
	四硝酸ペンタエリス Distiane	Distiane	3553	2.1	-	-	-	E0	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
(略)	車両 (引火性ガスを燃料 とするもの)	VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED	3166	9	-	S	-	E0	-	-	積載禁 止	-	991	上限な L	A70 A87 A18 A120 A154 A214
	車両 (ナトリウムイオン 電池を動力源とする もの)	VEHICLE, SODIUM ION BATTERY POWERED	3558	9	-	T	-	E0	-	-	952	上限な L	952	上限な L	A87 A18 A120 A154 A214 A231
	車両 (リチウムイオン電 池を動力源とするも の)	VEHICLE, LITHIUM ION BATTERY POWERED	3556	9	-	T	-	E0	-	-	952	上限な L	952	上限な L	A87 A18 A120 A154 A214
	車両 (リチウム金属電池 を動力源とするも の)	VEHICLE, LITHIUM METAL BATTERY POWERED	3557	9	-	T	-	E0	-	-	952	上限な L	952	上限な L	A87 A18 A120 A154 A214
	車両等 (蓄電池を動力とす るもの)	BATTERY-POWERED VEHICLE	3171	9	-	S	-	E0	-	-	952	上限な L	952	上限な L	A67 A87 A94 A154 A214
(略)	小火器用空砲	CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK	0338	1.4	C	-	B	-	E0	-	積載禁 止	-	130	75kg	-

水酸化テトラメチル アミンニウム (固体)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE, SOLID	3423	6.1	-	8	M	I	E3	-	-	655	1kg	672	15kg	A113 A234
水酸化テトラメチル アミンニウム (水溶液) (濃度が2.5質量%以下 のもの)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE AQUEOUS SOLUTION with not more than 2.5% tetramethylammonium hydroxide	1835	8	-	-	Q	3	E1	Y841	10	852	50	856	600	A3 A234
水酸化テトラメチル アミンニウム (水溶液) (濃度が2.5質量%以上 のもの)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE AQUEOUS SOLUTION with more than 2.5% but less than 25% tetramethylammonium hydroxide	1835	8	-	6.1	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	A113 A233 A234
水酸化テトラメチル アミンニウム (水溶液) (濃度が25質量%以上 のもの)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE AQUEOUS SOLUTION with not less than 25% tetramethylammonium hydroxide	3560	6.1	-	8	M	1	E3	-	-	651	0.50	657	2.50	A113 A233 A234
装置 (蓄電池を動力源と するもの)	BATTERY-POWERED EQUIPMENT	3171	9	-	-	S	-	E0	-	-	952	上限な し	952	上限な し	A67 A87 A94 A154 A182 A214
炭素 (動物又は植物から 製造されたもの)	CARBON, animal or vegetable origin	1361	4.2	-	-	-	-	2	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	A2 A3
蓄電池 (アルカリ性の液体 を内蔵するもの)	BATTERIES, WET, FILLED WITH ALKALI, electric storage	2795	8	-	-	Q	-	E0	-	-	870	30kg	870	400kg	A51 A153 A228
蓄電池 (酸性の液体を内蔵 するもの)	BATTERIES, WET, FILLED WITH ACID, electric storage	2794	8	-	-	Q	-	E0	-	-	870	30kg	870	400kg	A51 A153
蓄電池 (漏れ防止型のも の)	BATTERIES, WET, NON-SPLILLABLE, electric storage	2800	8	-	-	Q	-	E0	-	-	870	上限な し	870	上限な し	A48 A67 A183
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0030	1.1	B	-	-	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	A226
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0255	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁 止	-	131	75kg	A226

水酸化テトラメチル アミンニウム (固体)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE, SOLID	3423	8	-	-	Q	2	E2	Y844	5kg	859	15kg	863	50kg	-
水酸化テトラメチル アミンニウム (水溶液)	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE SOLUTION	1835	8	-	-	Q	2	E2	Y840	0.50	851	10	855	300	A3
装置 (蓄電池を動力とす るもの)	BATTERY-POWERED EQUIPMENT	3171	9	-	-	S	-	E0	-	-	952	上限な し	952	上限な し	A67 A87 A94 A154 A182 A214
炭素 (動物又は植物から 製造されたもの)	CARBON, animal or vegetable origin	1361	4.2	-	-	-	-	2	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	A2 A3
単電池 (ナトリウムを含む もの)	CELLS, CONTAINING SODIUM	3292	4.3	-	-	-	-	J	-	-	492	25kg	492	400kg	A94
蓄電池 (アルカリ性の液体 を内蔵するもの)	BATTERIES, WET, FILLED WITH ALKALI, electric storage	2795	8	-	-	Q	-	E0	-	-	870	30kg	870	400kg	A51 A164 A183
蓄電池 (酸性の液体を内蔵 するもの)	BATTERIES, WET, FILLED WITH ACID, electric storage	2794	8	-	-	Q	-	E0	-	-	870	30kg	870	400kg	A51 A164 A183
蓄電池 (漏れ防止型のも の)	BATTERIES, WET, NON-SPLILLABLE, electric storage	2800	8	-	-	Q	-	E0	-	-	870	上限な し	870	上限な し	A48 A67 A164 A183
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0255	1.4	B	-	B	-	E0	-	-	積載禁 止	-	131	75kg	-
電気雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0456	1.4	S	-	B	-	E0	-	-	131	25kg	131	100kg	A165

電子雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0456	L 4	S	-	B	-	E0	-	131	25kg	131	100kg	A165 A226
	電子雷管 (プログラム可能な 爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0511	L 1	B	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	A226
電子雷管 (プログラム可能な 爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0512	L 4	B	-	B	-	E0	-	積載禁 止	-	131	75kg	A226
	電子雷管 (プログラム可能な 爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0513	L 4	S	-	B	-	E0	-	131	25kg	131	100kg A165 A226
電子雷管 (プログラム可能な 爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	3292	4 3	-	-	J	-	E0	-	492	25kg	492	400kg	A94 A183 A228
	電池 (金属ナトリウ ム又はナトリウム合 金を含む組電池に限 る)	CELLS, CONTAINING METALLIC SODIUM OR SODIUM ALLOY	3292	4 3	-	-	J	-	E0	-	492	25kg	492	400kg A183 A228
3- トリフルオロメチ ルニリン	3- TRIFLUOROMETHYLANIL INE	2948	6 1	-	-	M 2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
	トリフルオロメチル アゾレニリン (アセトンナトリウ ム塩) (アセトンの含有率 が68質量%以上のも の)	TRIFLUOROMETHYLENE AZOLE SODIUM SALT IN ACETONE with not less than 68% acetone, by mass	3555	3	-	-	G 2	E0	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	A40
内燃機関	ENGINE, INTERNAL COMBUSTION	3550	9	-	-	S	-	E0	-	972	上限な し	972	上限な し	A70 A87 A154 A208
	ナトリウム 電池 (有機電解質を含有 するもの)	SODIUM ION BATTERIES with organic electrolyte	1428	4 3	-	J 1	E0	-	-	積載禁 止	-	487	15kg	A1
ナトリウムイオン電 池 (有機電解質を含有 するもの)	SODIUM ION BATTERIES with organic electrolyte	3551	9	-	-	T	-	E0	-	積載禁 止	-	976	参照 A88 A99 A154 A183 A228	
	ナトリウムイオン電 池 (有機電解質を含有 するもの)	SODIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT with organic electrolyte	3552	9	-	-	T	-	E0	-	977	5kg	977	参照 A88 A99 A154 A183 A228
ナトリウムイオン電 池 (有機電解質を含有 するもの)	SODIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT with organic electrolyte	3552	9	-	-	T	-	E0	-	978	5kg	978	参照 A48 A88 A99 A154 A183 A228	
	ナトリウムイオン電 池 (有機電解質を含有 するもの)	SODIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT with organic electrolyte	3552	9	-	-	T	-	E0	-	978	5kg	978	参照 A48 A88 A99 A154 A183 A228
電子雷管 (爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	0050	L 1	B	-	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
	電子雷管 (プログラム可能な 爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0511	L 1	B	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
電子雷管 (プログラム可能な 爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0512	L 4	B	-	B	-	E0	-	積載禁 止	-	131	75kg	-
	電子雷管 (プログラム可能な 爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	0513	L 4	S	-	B	-	E0	-	131	25kg	131	100kg A165 A226
電子雷管 (プログラム可能な 爆破用のもの)	DETONATORS, ELECTRONIC programmable for blasting	3292	4 3	-	-	J	-	E0	-	492	25kg	492	上限な し	A94 A183
	電池 (ナトリウムを 含む)	BATTERIES, CONTAINING SODIUM	3292	4 3	-	-	J	-	E0	-	492	25kg	492	上限な し
3- トリフルオロメチ ルニリン	3- TRIFLUOROMETHYLANIL INE	2948	6 1	-	-	M 2	E4	Y641	10	654	50	662	600	-
	トリフルオロメチル アゾレニリン (アセトンナトリウ ム塩) (アセトンの含有率 が68質量%以上のも の)	TRIFLUOROMETHYLENE AZOLE SODIUM SALT IN ACETONE with not less than 68% acetone, by mass	3555	3	-	-	G 2	E0	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	A40
内燃機関	ENGINE, INTERNAL COMBUSTION	3550	9	-	-	S	-	E0	-	972	上限な し	972	上限な し	A70 A87 A154 A208
	ナトリウム 電池 (有機電解質を含有 するもの)	SODIUM ION BATTERIES with organic electrolyte	1428	4 3	-	J 1	E0	-	-	積載禁 止	-	487	15kg	A1

二硝酸イソソルビト混合体 (ラクトース、マンノース、スターチン、はりん糖、水素カルシウム)の含有率が60質量%以上のものであるもの)	ISOSORBIDE DINITRATE MIXTURE with not less than 60% lactose, mannose, starch or calcium hydrogen phosphate	2907	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	445	15kg	448	50kg	A10 A19
(糖)															
ニトログリセリン(アルコール溶液) (濃度が質量%を超え5質量%以下のものであるもの)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with more than 1% but not more than 5% nitroglycerin	3064	3	-	-	G	2	E0	-	-	積載禁止	-	371	50	A10 A18
ニトログリセリン(アルコール溶液) (濃度が質量%以下1%ニトログリセリンのものであるもの)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with not more than 1% nitroglycerin	1204	3	-	-	G	2	E0	Y341	10	371	50	371	600	A10
(糖)															
ニトログリセリン混合体 (純性化されたもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESSENSITIZED, LIQUID FLAMMABLE, N.O.S.*	3343	3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A10
(液体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のものであるもの)	with not more than 30% nitroglycerin, by mass														
ニトログリセリン混合体 (純性化されたもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESSENSITIZED, LIQUID, N.O.S.*	3357	3	-	-	-	2	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A17 A10
(液体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のものであるもの)	with not more than 30% nitroglycerin, by mass														
ニトログリセリン混合体 (純性化されたもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESSENSITIZED, SOLID, N.O.S.*	3319	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	積載禁止	-	499	0.5kg	A1 A10 A68
(固体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のものであるもの)	with more than 2% but not more than 10% nitroglycerin, by mass														
ニトロセルロース (25質量%以上の水で湿性としたもの)	NITROCELLULOSE WITH WATER, not less than 25% water by mass	2555	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	15kg	453	50kg	A10 A217

二硝酸イソソルビト混合体 (ラクトース、マンノース、スターチン、はりん糖、水素カルシウム)の含有率が60質量%以上のものであるもの)	ISOSORBIDE DINITRATE MIXTURE with not less than 60% lactose, mannose, starch or calcium hydrogen phosphate	2907	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	445	15kg	448	50kg	A19
(糖)															
ニトログリセリン(アルコール溶液) (濃度が質量%を超え5質量%以下のものであるもの)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with more than 1% but not more than 5% nitroglycerin	3064	3	-	-	G	2	E0	-	-	積載禁止	-	371	50	A18
ニトログリセリン(アルコール溶液) (濃度が質量%以下1%ニトログリセリンのものであるもの)	NITROGLYCERIN SOLUTION IN ALCOHOL with not more than 1% nitroglycerin	1204	3	-	-	G	2	E0	Y341	10	371	50	371	600	-
(糖)															
ニトログリセリン混合体 (純性化されたもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESSENSITIZED, LIQUID FLAMMABLE, N.O.S.*	3343	3	-	-	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	-
(液体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のものであるもの)	with not more than 30% nitroglycerin, by mass														
ニトログリセリン混合体 (純性化されたもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESSENSITIZED, LIQUID, N.O.S.*	3357	3	-	-	-	2	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A17
(液体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のものであるもの)	with not more than 30% nitroglycerin, by mass														
ニトログリセリン混合体 (純性化されたもの)	NITROGLYCERIN MIXTURE, DESSENSITIZED, SOLID, N.O.S.*	3319	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	積載禁止	-	499	0.5kg	A1 A68
(固体) (他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のものであるもの)	with more than 2% but not more than 10% nitroglycerin, by mass														
ニトロセルロース (25質量%以上の水で湿性としたもの)	NITROCELLULOSE WITH WATER, not less than 25% water by mass	2555	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	15kg	453	50kg	A217

(略)	ニトロセルロース (窒素量が12.6質 量%以下であつて アルコールの含有率 が25質量%以上のも の)	NITROCELLULOSE WITH ALCOHOL, not less than 25% alcohol, by mass, and not more than 12.6% nitrogen, by dry mass	2556	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	1kg	453	15kg	A40 A217
(略)	ニトロセルロース (溶液) (引火性のもの) (窒素量が12.6質 量%以下でニトロセ ルロースの含有率が 55質量%以下のも の。ただし、備考の 規定により当該危険 物に該当しないもの を除く。)	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	2059	3	-	-	G	1	E0	-	-	351	10	361	300	A3
(略)	ニトロセルロース (溶液) (引火性のもの) (窒素量が12.6質 量%以下でニトロセ ルロースの含有率が 55質量%以下のも の。ただし、備考の 規定により当該危険 物に該当しないもの を除く。)	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	2059	3	-	-	G	2	E0	Y341	10	353	50	364	600	A40
(略)	ニトロセルロース (溶液) (引火性のもの) (窒素量が12.6質 量%以下でニトロセ ルロースの含有率が 55質量%以下のも の。ただし、備考の 規定により当該危険 物に該当しないもの を除く。)	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	2059	3	-	-	G	3	E0	Y344	100	355	600	366	2200	A91
(略)	ニトロセルロース 膜 メンブランフィル ター (ニトロセルロース の窒素量が12.6質 量%以下のもので あつて、備考の欄の 規定により当該危険 物に該当するもの)	NITROCELLULOSE MEMBRANE FILTERS with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass	3270	4.1	-	-	H	2	E2	Y458	1kg	458	1kg	458	15kg	A73 A122 A230
(略)	発煙弾 (腐食性液体を含有 し火薬類を含有しな いもの) (点火装置付きでな いもの)	BOMBS, SMOKE, NONEXPLOSIVE with corrosive liquid, without initiating device	2028	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁 止	-	866	50kg	-
(略)	ピクリン酸 (20質量%以上の水 で湿性としたもの)	PICRIC ACID, WETTED with not less than 20% water, by mass	1336	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
(略)	ピクリン酸 (乾性のもの又は20 質量%未満の水で湿 性としたもの)	PICRIC ACID, dry or wetted with less than 20% water, by mass	0282	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
(略)	ピクリン酸 (10質量%以上の水 で湿性としたもの)	PICRIC ACID, WETTED with not less than 10% water, by mass	3364	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
(略)	ピクリン酸 (30質量%以上の水 で湿性としたもの)	PICRIC ACID, WETTED with not less than 30% water, by mass	1344	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
(略)	ピクリン酸 (乾性のもの又は30 質量%未満の水で湿 性としたもの)	PICRIC ACID, dry or wetted with less than 30% water, by mass	0154	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-

(略)	ニトロセルロース (窒素量が12.6質 量%以下であつて アルコールの含有率 が25質量%以上のも の)	NITROCELLULOSE WITH ALCOHOL, not less than 25% alcohol, by mass, and not more than 12.6% nitrogen, by dry mass	2556	4.1	-	-	H	2	E0	-	-	452	1kg	453	15kg	A40 A217
(略)	ニトロセルロース (溶液) (引火性のもの) (窒素量が12.6質 量%以下でニトロセ ルロースの含有率が 55質量%以下のも の。ただし、備考の 規定により当該危険 物に該当しないもの を除く。)	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	2059	3	-	-	G	1	E0	-	-	351	10	361	300	A3
(略)	ニトロセルロース (溶液) (引火性のもの) (窒素量が12.6質 量%以下でニトロセ ルロースの含有率が 55質量%以下のも の。ただし、備考の 規定により当該危険 物に該当しないもの を除く。)	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	2059	3	-	-	G	2	E0	Y341	10	353	50	364	600	A40
(略)	ニトロセルロース (溶液) (引火性のもの) (窒素量が12.6質 量%以下でニトロセ ルロースの含有率が 55質量%以下のも の。ただし、備考の 規定により当該危険 物に該当しないもの を除く。)	NITROCELLULOSE SOLUTION, FLAMMABLE with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass, and not more than 55% nitrocellulose	2059	3	-	-	G	3	E0	Y344	100	355	600	366	2200	A91
(略)	ニトロセルロース 膜 メンブランフィル ター (ニトロセルロース の窒素量が12.6質 量%以下のもので あつて、備考の欄の 規定により当該危険 物に該当するもの)	NITROCELLULOSE MEMBRANE FILTERS with not more than 12.6% nitrogen, by dry mass	3270	4.1	-	-	H	2	E2	Y458	1kg	458	1kg	458	15kg	A73 A122 A230
(略)	発煙弾 (腐食性液体を含有 し火薬類を含有しな いもの) (点火装置付きでな いもの)	BOMBS, SMOKE, NONEXPLOSIVE with corrosive liquid, without initiating device	2028	8	-	-	Q	2	E0	-	-	積載禁 止	-	866	50kg	-
(略)	ピクリン酸 (乾性又は湿性、20 質量%未満の水を含 有するもの)	PICRIC ACID, dry or wetted with less than 20% water, by mass	0282	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-
(略)	ピクリン酸 (20質量%以上の水 で湿性としたもの)	PICRIC ACID, WETTED with not less than 20% water, by mass	1336	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
(略)	ピクリン酸 (10質量%以上の水 で湿性としたもの)	PICRIC ACID, WETTED with not less than 10% water, by mass	3364	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	0.5kg	451	0.5kg	A40
(略)	ピクリン酸 (30質量%以上の水 で湿性としたもの)	PICRIC ACID, WETTED with not less than 30% water, by mass	1344	4.1	-	-	H	1	E0	-	-	451	1kg	451	15kg	A40
(略)	ピクリン酸 (乾性のもの又は30 質量%未満の水で湿 性としたもの)	PICRIC ACID, dry or wetted with less than 30% water, by mass	0154	1.1	D	-	-	-	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-

フタジエンと炭化水素の混合物(安定剤入りのも) (フタジエンの濃度が20%を超えるもの)	PUTADIONES AND HYDROCARBON MIXTURE, STABILIZED containing more than 20% butadienes	10101	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209 A229
物品 引火性液体を含むもの(他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE LIQUID, N. O. S. *	3540	3	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88
物品 引火性ガスを含有するもの(他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE GAS, N. O. S. *	3537	2.1	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88
物品 引火性固体を含むもの(他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE SOLID, N. O. S. *	3541	4.1	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88
物品 (その他の有害物件を含むもの) MISCELLANEOUS DANGEROUS GOODS, N. O. S. *	ARTICLES CONTAINING MISCELLANEOUS DANGEROUS GOODS, N. O. S. *	3548	9	-	*	S	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88 A224
物品 (毒物を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING TOXIC SUBSTANCE, N. O. S. *	3546	6.1	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88
物品 (非引火性かつ非毒性ガスを含有するもの) NON-FLAMMABLE, NONTOXIC GAS, N. O. S. *	ARTICLES CONTAINING NON-FLAMMABLE, NONTOXIC GAS, N. O. S. *	3538	2.2	-	*	E	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88 A225
物品 (腐食性物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING CORROSIVE SUBSTANCE, N. O. S. *	3547	8	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A88
ポリアミン類(引火性かつ腐食性のも) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYAMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. *	2753	3	-	8	Q	1	E0	-	-	350 352 354	0.50 10 50	360 363 365	2.50 30 600	A3

フタジエンと炭化水素の混合物(安定剤入りのも) (フタジエンの濃度が40%を超えるもの)	PUTADIONES AND HYDROCARBON MIXTURE, STABILIZED containing more than 40% butadienes	10101	2.1	-	-	D	-	E0	-	-	積載禁止	-	200	150kg	A1 A209 A229
物品 引火性液体を含むもの(他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE LIQUID, N. O. S. *	3540	3	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
物品 引火性ガスを含有するもの(他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE SOLID, N. O. S. *	3541	4.1	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
物品 引火性固体を含むもの(他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING FLAMMABLE SOLID, N. O. S. *	3541	4.1	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
物品 (その他の有害物件を含むもの) MISCELLANEOUS DANGEROUS GOODS, N. O. S. *	ARTICLES CONTAINING MISCELLANEOUS DANGEROUS GOODS, N. O. S. *	3548	9	-	*	S	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A224
物品 (毒物を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING TOXIC SUBSTANCE, N. O. S. *	3546	6.1	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
物品 (非引火性かつ非毒性ガスを含有するもの) NON-FLAMMABLE, NONTOXIC GAS, N. O. S. *	ARTICLES CONTAINING NON-FLAMMABLE, NONTOXIC GAS, N. O. S. *	3538	2.2	-	*	E	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2 A225
物品 (腐食性物質を含むもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ARTICLES CONTAINING CORROSIVE SUBSTANCE, N. O. S. *	3547	8	-	*	-	-	-	-	-	積載禁止	-	積載禁止	-	A2
ポリアミン類(引火性かつ腐食性のも) (他に品名が明示されているものを除く。)	POLYAMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N. O. S. *	2753	3	-	8	Q	1	E0	-	-	350 352 354	0.50 10 50	360 363 365	2.50 30 600	A3

(略)	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポ リマー電池を含む もの)	LITHIUM ION BATTERIES (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	積載禁 止	-	965	965参照	A88 A99 A154 A183 A201 A213 A213 A901
(略)	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポ リマー電池を含む もの)	LITHIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	966	5kg	966	35kg	A88 A99 A154 A181 A185 A185 A213 A220 A901
(略)	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポ リマー電池を含む もの)	LITHIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	967	5kg	967	35kg	A88 A88 A99 A99 A154 A154 A181 A183 A185 A213 A220 A901
(略)	リチウム金属電池 (装置とともに包装 されたもの)	LITHIUM METAL BATTERIES (including lithium alloy batteries)	3090	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	積載禁 止	-	968	968参照	A88 A88 A99 A99 A154 A154 A181 A183 A201 A213 A213 A901
(略)	リチウム金属電池 (装置とともに包装 されたもの)	LITHIUM METAL BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium alloy batteries)	3091	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	969	5kg	969	35kg	A88 A99 A99 A154 A154 A181 A181 A183 A185 A213 A213 A901
(略)	リチウム金属電池 (装置とともに包装 されたもの)	LITHIUM METAL BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (including lithium alloy batteries)	3091	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	970	5kg	970	35kg	A88 A88 A99 A99 A154 A181 A181 A185 A185 A213 A220 A901
(略)	P E T N (10質量%を超え20 質量%以下のPETNを 含有するもの) (他に品名が明示さ れているものを除 く。)	PETN MIXTURE DESIGNATED, SOLID, N. O. S. * with more than 10% but not more than 20% PETN, by mass	3344	4.1	-	-	-	-	2	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	A40

(注) 英語名に「*」が付加されているものは、品名に類き当該物件を技術的に補足するための名称を記載すること。
 (注) 副次危険性に「*」が付加されているものは、危険物輸送に関する国連報告に従って副次危険性を割り当てること。

(略)	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポ リマー電池を含む もの)	LITHIUM ION BATTERIES (including lithium ion polymer batteries)	3480	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	積載禁 止	-	965	965参照	A88 A99 A154 A164 A183 A201 A213 A213
(略)	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポ リマー電池を含む もの)	LITHIUM ION BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	966	5kg	966	35kg	A88 A99 A99 A154 A164 A181 A181 A185 A185 A213 A213
(略)	リチウムイオン電池 (リチウムイオンポ リマー電池を含む もの)	LITHIUM ION BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (including lithium ion polymer batteries)	3481	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	967	5kg	967	35kg	A88 A88 A99 A99 A154 A154 A164 A181 A181 A183 A213 A220 A220
(略)	リチウム金属電池 (装置とともに包装 されたもの)	LITHIUM METAL BATTERIES (including lithium alloy batteries)	3090	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	積載禁 止	-	968	968参照	A88 A88 A99 A99 A154 A154 A164 A181 A183 A201 A213 A213
(略)	リチウム金属電池 (装置とともに包装 されたもの)	LITHIUM METAL BATTERIES PACKED WITH EQUIPMENT (including lithium alloy batteries)	3091	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	969	5kg	969	35kg	A88 A99 A99 A154 A164 A181 A181 A183 A185 A213 A213
(略)	リチウム金属電池 (装置とともに包装 されたもの)	LITHIUM METAL BATTERIES CONTAINED IN EQUIPMENT (including lithium alloy batteries)	3091	9	-	-	T	-	E0	-	-	-	970	5kg	970	35kg	A88 A88 A99 A99 A154 A164 A181 A181 A185 A185 A213 A220 A220
(略)	P E T N (10質量%を超え20 質量%以下のPETNを 含有するもの) (他に品名が明示さ れているものを除 く。)	PETN MIXTURE DESIGNATED, SOLID, N. O. S. * with more than 10% but not more than 20% PETN, by mass	3344	4.1	-	-	-	-	2	-	-	-	積載禁 止	-	積載禁 止	-	-

(注) 英語名に「*」が付加されているものは、品名に類き当該物件を技術的に補足するための名称を記載すること。
 (注) 副次危険性に「*」が付加されているものは、危険物輸送に関する国連報告に従って副次危険性を割り当てること。

備考 1 (略)

備考 2 特別規定

表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、次のとおりとする。

(略)	
A 40	輸送中において、当該品名の欄に掲げる希釈剤の割合が当該品名の欄に掲げる値未満にならないように包装されていなければならない。ただし、当該品名の欄に希釈剤が掲げられていない場合は、当該品名の欄に掲げる火薬類の割合が当該品名の欄に掲げる値以下になるように包装されていなければならない。
(略)	
A 67	1) (略) 2) 蓄電池 (漏れ防止型)のうち、当該電池の電解液が55℃においてケースの亀裂等により漏えいしないものであり、かつ、当該電解液が遊離した液体又は吸収されない液体を含まないものであって、当該電池又は当該電池を動力源とする装置、機器及び車両を短絡及び不測の作動を防止する措置を講じた上で貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。
(略)	
A 69	次に掲げる物件 (ランプを除く。)を貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 1) 水銀又はガリウムの含有量が15 g以下の温度計、電源スイッチ及び切替装置 (リレー)。ただし、それらが機器に内蔵されており取り外しできない場合であって、通常の輸送において生じる圧力及び衝撃を受けても水銀又はガリウムの漏えいのおそれがないときに限る。 2) (略)
(略)	
A 88	試作品のリチウム電池若しくはナトリウムイオン電池又は生産量の少ないリチウム電池若しくはナトリウムイオン電池であって、国連試験基準マニュアルの試験要件に従って試験されていないものは、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
(略)	
A 107	1) ~ 3) (略) 4) 包装基準962に規定する総質量又は総容量にかかわらず、国連番号が3077の物件であって5 kg以下のもの又は国連番号が3082の物件であって5 ℓ以下のものを含む場合、第17条第1項に規定する書類には、当該物件の質量又は容量を記載してはならない。なお、当該物件の質量又は容量が5 kg又は5 ℓ以下であり、当該物件以外の輸送許容物件を含まない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
(略)	

備考 1 (略)

備考 2 特別規定

表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、以下のとおりとする。

(略)	
A 40	輸送中において、当該品名の欄に掲げる希釈剤の割合が当該品名の欄に掲げる値以下にならないように包装されている場合は、可燃性物質として輸送することができる。
(略)	
A 67	1) (略) 2) 蓄電池 (漏れ防止型)のうち、危険な熱を発生させるおそれがあり、当該電池の電解液が55℃においてケースの亀裂等により漏えいしないものであり、かつ、当該電解液が遊離した液体又は吸収されない液体を含まないものであって、短絡若しくは不測の作動を防止する措置がとられているもの又は当該電池を動力とする装置、機器及び車両を貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。
(略)	
A 69	次に掲げる物件 (ランプを除く。)を貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 1) 水銀の含有量が15 g以下の温度計、電源スイッチ及び切替装置 (リレー)。ただし、それらが機器に内蔵されており取り外しできない場合であって、通常の輸送において生じる圧力及び衝撃を受けても水銀の漏えいがないこと。 2) (略)
(略)	
A 88	試作品のリチウム単電池及び組電池又は生産量の少ないリチウム単電池及び組電池であって、国連試験基準マニュアルの試験要件に従って試験されていないものは、国土交通大臣の輸送承認を要する。また、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。
(略)	
A 107	1) ~ 3) (略) (新設)
(略)	

A123	<p>1) (略)</p> <p>2) 短絡及び不測の作動を防止する措置がとられていない電池又は電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。</p> <p>3) データロガー、貨物追跡装置又は時計等の危険な熱を発生するおそれがない機器は、輸送中に作動させることができる。</p> <p>4) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p>
(略)	
A129	<p>1) 硝酸アンモニウム（熱を有する濃縮した溶液）は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、輸送することができる。</p> <p>ア) 濃度が93質量%以下であること。</p> <p>イ) 水を7質量%以上含有するものであること。</p> <p>ウ) 当該溶液に含まれる燃焼性物質が0.2%以下であること。</p> <p>エ) 塩化物イオン濃度が0.02%を超える量の塩素化合物が含まれていないこと。</p> <p>オ) 濃度が10%の硝酸アンモニウムの水溶液の水素イオン指数は、25℃における測定の結果、5以上7以下であること。</p> <p>カ) 包装物の表面温度が140℃を超えないこと。</p> <p>2) 硝酸アンモニウム（熱を有する濃縮した溶液）は、次に掲げる要件を満たす場合であって、貨物として輸送するときは、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>ア) 濃度が80質量%以下であること。</p> <p>イ) 当該溶液に含まれる燃焼性物質が0.2%以下であること。</p> <p>ウ) 硝酸アンモニウムは、あらゆる輸送条件下でも溶液であること。</p> <p>エ) 当該溶液は、他の分類又は区分に該当しないこと。</p>
(略)	
A146	<p>1) ~ 3) (略)</p> <p>4) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が含まれている場合は、当該品名に応じた技術上の基準のほか、<u>国連番号が3091、3481又は3552の物件のいずれかの技術上の基準にも従って輸送すること。</u></p>
(略)	
A163	<p>当該物件に収納された輸送許容物件であって、それぞれの内容物に適用される微量輸送許容物件の量的制限を超えていない場合は、微量輸送許容物件として輸送することができる。また、当該物件に収納される有機過酸化物は微量輸送許容物件として輸送することができる。</p>

A123	<p>1) (略)</p> <p>2) 短絡又は不測の作動を防止する措置がとられておらず、危険な熱を発生させる可能性のある電池又は電池を動力とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。</p> <p>(新設)</p> <p>3) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。</p>
(略)	
A129	<p>燃焼性物質が0.2%以下で、濃度が80%以下の硝酸アンモニウムの水溶液は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p>
(略)	
A146	<p>1) ~ 3) (略)</p> <p>4) リチウム電池が含まれている場合は、当該品名に応じた技術上の基準のほか、<u>リチウム金属電池及びリチウムイオン電池のそれぞれの技術上の基準にも従って輸送すること。</u></p>
(略)	
A163	<p>当該物件に収納された輸送許容物件であつて、それぞれの内容物に適用される微量輸送許容物件の量的制限を超えていない場合は、微量輸送許容物件として輸送することができる。また、当該物件に収納される有機過酸化物は微量輸送許容物件として輸送することができる。</p>

(略)	
A183	廃電池の輸送及び電池の再生又は処分のための輸送は、 <u>国土交通大臣の輸送承認を要する。</u>
(略)	
A185	1) リチウム電池又はナトリウムイオン電池のみを動力源とする車両は、 <u>国連番号が3556から3558までのいずれかの物件として輸送すること。</u> 2) (略)
(略)	
A190	<u>三フッ化ホウ素を内蔵する中性子線探知機及び当該機器を内蔵した装置は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機以外の航空機により輸送することができる。ただし、当該物件に内蔵されるガスの収納量が1g以下である場合（はんだ付けにより当該ガスが封入されている場合を含む。）</u> にあつては、次の1)から3)までに掲げる要件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 1)～4) (略)
(略)	
A195	開放装置を有する小型圧力容器が含まれる場合、当該圧力容器は次の要件に従うこと。 1) 0.5ℓ以下の容積で、かつ15℃において25パール以下の充てん圧力であること。 2) 破壊強度は、15℃における封入圧の4倍以上であること。 3) 輸送中又は使用環境下において、偶発的な発射又は放出が起こらないよう製造されたものであること。 4) 当該物件を構成する部品等は、危険な飛散をしないよう製造されたものであること。 5) 破壊された場合に、破片を生じない材料により製造されたものであること。 6) 物品の型式設計は、国連試験基準マニュアルの16.6.1.2(gを除く。)、16.6.1.3.1から16.6.1.3.1.4まで、16.6.1.3.6、16.6.1.3.7(b)及び16.6.1.3.8に従った火災試験を行った場合に、圧力容器が破片を生じず、物品又は物品の破片が10mを超えて飛散しないよう熱分解するシール又はその他内部圧を除去する装置により、圧力が除去されることが証明されたものであること。 7) 物品の型式設計は、包装物内で励起的作用が発生した場合であっても、包装物又は容器外に危険な影響を及ぼさないものであること。
(略)	

A164	危険な熱を発生させるおそれのある電池又は電池を動力とする装置、機器及び車両は、短絡及び不測の作動を防止する措置をとらなくてはならない。
(略)	
A183	廃電池の輸送及び電池の再生又は処分のための輸送は <u>禁止される。</u>
(略)	
A185	1) <u>リチウム電池のみを動力源とする車両は、国連番号が3171の物件として輸送すること。</u> 2) (略)
(略)	
A190	<u>三フッ化ホウ素ガスを内蔵する中性子線探知機及び当該機器を内蔵した装置は、次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機以外の航空機により輸送することができる。ただし、当該物件に内蔵されるガスの収納量が1g以下である場合（はんだ付けにより封入されている場合を含む。）</u> にあつては、輸送禁止物件に含まれないものとし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 1)～4) (略)
(略)	
A195	開放装置を有する小型圧力容器が含まれる場合、当該圧力容器は以下の要件に従うこと。 ア) 0.5ℓ以下の容積で、かつ15℃において25パール以下の充てん圧力であること。 イ) 破壊強度は、15℃における封入圧の4倍以上であること。 ウ) 輸送中又は使用環境下において、偶発的な発射又は放出が起こらないよう製造されたものであること。 エ) 当該物件を構成する部品等は、危険な飛散をしないよう製造されたものであること。 オ) 破壊された場合に、破片を生じない材料により製造されたものであること。 カ) 物品の型式設計は、国連試験基準マニュアルの16.6.1.2(gを除く。)、16.6.1.3.1から16.6.1.3.6まで、16.6.1.3.7(b)及び16.6.1.3.8に従った火災試験を行った場合に、圧力容器が破片を生じず、物品又は物品の破片が10mを超えて飛散しないよう熱分解するシール又はその他内部圧を除去する装置により、圧力が除去されることが証明されたものであること。 キ) 物品の型式設計は、包装物内で励起的作用が発生した場合であっても、包装物又は容器外に危険な影響を及ぼさないものであること。
(略)	

A199	<p>1) <u>短絡及び不測の作動を防止する措置がとられていないニッケル水素電池又はニッケル水素電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。</u></p> <p>2) (略)</p> <p>3) <u>データロガー、貨物追跡装置又は時計等の危険な熱を発生するおそれがない機器は、輸送中に作動させることができる。</u></p>
(略)	
A214	<p>1)・2) (略)</p> <p>3) <u>湿式蓄電池、金属ナトリウムを含む電池若しくはナトリウム合金を含む電池を動力源とする車両又は機器であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものは国連番号が3171の車両等（蓄電池を動力源とするもの）又は装置（蓄電池を動力源とするもの）として輸送すること。</u> <u>リチウム電池を動力源とする機器は、国連番号が3091のリチウム金属電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）又は国連番号が3481のリチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）として輸送すること。</u> <u>また、リチウム電池又はナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、国連番号が3556から3558までの物件として輸送すること。</u></p> <p>4) (略)</p>
(略)	
A225	<p>次に掲げる要件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。</p> <p>1) リチウム電池（備考3に定める「967」又は「970」セクションIIの基準を満たすものに限る。）を除き、副次危険性を有しない区分2.2の圧縮ガス（深冷液化ガス及び旅客機による輸送が禁止されているガスを除く。）以外の輸送許容物件を含まないものに限ること。</p> <p>2) 備考3に定める「222」の要件を満たすこと。</p> <p>3) 特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。</p>
A226	<p>令和7年6月30日までは、国連番号が0511、0512又は0513の電子雷管（プログラム可能な爆破用のもの）は、それぞれ国連番号が0030、0255又は0456の電気雷管（爆破用のもの）として輸送することができる。</p>

A199	<p>1) <u>短絡又は不測の作動を防止する措置がとられておらず、危険な熱を発生させる可能性のあるニッケル水素電池又はニッケル水素電池を動力とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。</u></p> <p>2) (略)</p> <p>(新設)</p>
(略)	
A214	<p>1)・2) (略)</p> <p>3) <u>湿式蓄電池、ナトリウム電池若しくはリチウム電池を動力源とする車両又は湿式蓄電池若しくはナトリウム電池を動力源とする機器であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものは国連番号が3171の車両等（蓄電池を動力とするもの）又は装置（蓄電池を動力とするもの）として輸送すること。</u> <u>また、リチウム電池を動力源とする機器は、国連番号が3091のリチウム金属電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）又は国連番号が3481のリチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）若しくはリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）として輸送すること。</u></p> <p>4) (略)</p>
(略)	
A225	<p>次に掲げる条件を満たす場合に限り、「A2」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。</p> <p>1) リチウム電池（備考3に定める「967」又は「970」セクションIIの基準を満たすものに限る。）を除き、副次危険性を有しない区分2.2の圧縮ガス（深冷液化ガス及び旅客機による輸送が禁止されているガスを除く。）以外の輸送許容物件を含まないものに限ること。</p> <p>2) 備考3に定める「222」の要件を満たすこと。</p> <p>3) 特別規定に従って輸送する旨を第17条第1項に規定する書類に記載すること。</p>

A228	<p>1) 有機電解質を有するナトリウムイオン電池は、国連番号が3551又は3552の物件として輸送すること。</p> <p>2) 水性アルカリ電解質を有するナトリウムイオン電池は、国連番号が2795の物件として輸送すること。</p>
A229	<p>70℃における蒸気圧が1.1MPaを超えず、かつ、50℃における密度が1 ℓ当たり0.525kg以上でなければならない。</p>
A230	<p>ニトロセルロース製メンブランフィルターであって、ニトロセルロースの含有率が1㎡当たり53g以下であり、かつ、ニトロセルロースの正味重量が内装容器あたり300g以下のものは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>1) 当該物件の各層の間には、1㎡当たり80g以上の紙が配置された上で包装されていること。</p> <p>2) 次に掲げるいずれかの要件に従い、当該物件と1)の規定による紙の配列が容器内で維持されるように包装されていること。</p> <p>ア) 円柱状に確実に巻かれた上で、1㎡当たり80g以上のプラスチック製袋又はISO15105-1:2007に準拠した酸素の透過率が0.1%以下のアルミニウム製袋により包装されていること。</p> <p>イ) 1㎡当たり250g以上の厚紙製の容器又はISO15105-1:2007に準拠した酸素の透過率が0.1%以下のアルミニウム製袋により包装されていること。</p> <p>ウ) 円形のフィルターが仕切りを有するケース若しくは1㎡当たり250g以上の厚紙製の容器により包装されていること、又は合計が1㎡当たり100g以上の紙製かつプラスチック製の袋により個別に包装されていること。</p>
A231	<p>他の危険物を含まないナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、当該電池が短絡によりエネルギー貯蔵容量を有しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。当該電池の短絡は、容易に確認できるものでなければならない。</p>
A232	<p>当該物件は、作動時に消火剤（エアゾールを含む。）を散布することを目的とした爆薬（区分番号が1.4であって隔離区分がSのものに限る。）を含み、かつ、その他の危険物を含まないものでなければならない。また、当該物件を輸送する場合は、作動部分の取り外し又は少なくとも2つの独立した偶発的な作動を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>当該物件は、製造国の規定に従って承認を得た場合であって、次に掲げる要件を満たすときに限り、国連番号が3559の物件として輸送すること。</p> <p>1) 当該物件が作動した場合に、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア) 外部ケースの破裂や断片化がないこと、又は当該物品若しくは分離部品がいずれの方向にも1mを超えて移動しないこと。</p> <p>イ) 1mの距離において135dBを超える可聴音がないこと。</p> <p>ウ) 当該物件に接触した1㎡当たり70g以上90g以下の紙等の物質に引火しないこと。</p>

	<p>2) 当該物件に含まれる消火剤は、他の法令又は国際民間航空条約の附属書18として採択された標準を採用する締約国たる外国の法令に定める基準に適合し、居住環境に対する安全性が認められたものであること。</p> <p>3) 当該物件が作動した場合に、包装物の表面温度が200℃を超えないような方法で包装すること。</p>
A233	<p>水、水酸化テトラメチルアンモニウム及び1%以下のその他の成分を含む水溶液に限り、当該品名で輸送することができる。なお、次の各号に掲げる物件にあつては、それぞれ当該各号に掲げる物件として輸送すること。</p> <p>1) 界面活性剤の濃度が1%を超え、かつ、8.75%以上の水酸化テトラメチルアンモニウムを含む物件 国連番号が2927で等級が1の物件</p> <p>2) 界面活性剤の濃度が1%を超え、かつ、2.38%を超え8.75%未満の水酸化テトラメチルアンモニウムを含む物件 国連番号が2927で等級が2の物件</p>
A900	<p>国連規格認定シリンダー以外のシリンダーに充てんする場合にあつては、備考6に掲げる最大圧力又は充てん率によること。</p>
A901	<p>包装物、混合包装、コンテナ又はパレットに取り付けられたリチウム電池を内蔵したデータロガー又は貨物追跡装置（備考3に定める「967」又は「970」に従って貨物として輸送されるものを除く。）であつて、次に掲げる要件を満たす場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。</p> <p>1) 当該データロガー又は貨物追跡装置は、輸送中において、使用中又は使用を意図したものであること。</p> <p>2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。</p> <p>4) リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。</p> <p>5) 内蔵されたリチウムイオン電池のワット時定格量の合計が20Wh以下であること。</p> <p>6) 内蔵されたリチウム金属電池のリチウム含有量の合計が1g以下であること。</p> <p>7) 包装物又は混合包装に収納又は装着されるデータロガー又は貨物追跡装置の数は、当該包装物の追跡又はデータ収集に必要とされる数を超えてはならない。</p> <p>8) 当該データロガー又は貨物追跡装置は、通常の輸送において起こり得る圧力及び衝撃に耐えるものであること。</p> <p>9) 危険な熱を発生するおそれがないこと。</p>

備考3 容器及び包装等

表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、次のとおりとする。なお、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第5号様式別表第1を参照すること。

(1) (略)

A900	<p>国連規格認定シリンダー以外のシリンダーに充てんする場合にあつては、備考6に掲げる最大圧力又は充てん率によること。</p>

備考3 容器及び包装等

表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、以下のとおりとする。なお、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第5号様式別表第1を参照すること。

(1) (略)

(2) 高压ガス

「200」は、次の容器及び包装等を示す。

ガスシリンダー

注) (略)

表1：圧縮ガス

(表 略)

表2：液化ガスと溶解ガス

国連番号	品名及び性質	分類又は区分	副次危険	毒性ガスのL C50	シリンダー	試験期間年数	試験圧力	充填率	特別包装規定
(略)									
1010	ブタジエンと炭化水素の混合物 (安定剤入りのもの) (ブタジエンの濃度が20質量%を超えるもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	v, z
(略)									

注) (略)

「201」～「219」 (略)

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注) 1)～3) (略)

4) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。

5)～8) (略)

9) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

10) (略)

「222」 (略)

(3) 引火性液体

「Y340」～「377」 (略)

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

(2) 高压ガス

「200」は、次の容器及び包装等を示す。

ガスシリンダー

注) (略)

表1：圧縮ガス

(表 略)

表2：液化ガスと溶解ガス

国連番号	品名及び性質	分類又は区分	副次危険	毒性ガスのL C50	シリンダー	試験期間年数	試験圧力	充填率	特別包装規定
(略)									
1010	ブタジエンと炭化水素の混合物 (安定剤入りのもの) (ブタジエンの濃度が40質量%を超えるもの)	2.1	—	—	X	10	—	—	v, z
(略)									

注) (略)

「201」～「219」 (略)

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注) 1)～3) (略)

4) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。

5)～8) (略)

9) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

10) (略)

「222」 (略)

(3) 引火性液体

「Y340」～「377」 (略)

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注1)～3) (略)

4) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。

5)～8) (略)

9) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

10) (略)

(4)・(5) (略)

(6) 毒物類

「620」～「Y645」 (略)

「650」は、次の容器及び包装等を示す。

次に掲げる技術上の基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

1) 一般規定

ア)～エ) (略)

オ) 各包装物を1.2mの高さからどのように落下させても、第一次容器は漏れがなく、吸収材に保護された状態で第二次容器に残っていないなければならない。

2)～5) (略)

6) 各包装物の表面に荷送人及び荷受人の氏名及び住所が英語若しくは日本語又はバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号で表示されていること。

「651」～「681」 (略)

(7) 腐食性物質

「Y840」～「864」 (略)

「866」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注1)・2) (略)

3) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「867」・「868」 (略)

「869」は、次の容器及び包装等を示す。

国 連 番 号	組 合 せ 容 器	
	包装物当たりの許容質量	外 装 容 器
3506 3554	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

注1)・2) (略)

注1)～3) (略)

4) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。

5)～8) (略)

9) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

10) (略)

(4)・(5) (略)

(6) 毒物類

「620」～「Y645」 (略)

「650」は、次の容器及び包装等を示す。

次に掲げる技術上の基準を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

1) 一般規定

ア)～エ) (略)

オ) 完成した容器は、落下試験を行うこと。ただし、落下の高さは1.2m未満であってはならない。また、落下試験後、第一次容器は漏れがなく、第二次容器に吸収材に保護された状態で残っていないなければならない。

2)～5) (略)

(新設)

「651」～「681」 (略)

(7) 腐食性物質

「Y840」～「864」 (略)

「866」は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注1)・2) (略)

(新設)

「867」・「868」 (略)

「869」は、次の容器及び包装等を示す。

国 連 番 号	組 合 せ 容 器	
	包装物当たりの許容質量	外 装 容 器
3506	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

注1)・2) (略)

3) 圧力計、ポンプ、温度計又はスイッチ等の水銀又はガリウムを含む物件は、強固な外装容器に収納されること。また、当該物件は、破裂を防止する材質であって、かつ、漏えいを防ぐ、密封された内張り又は袋に収納されること。ただし、金属製又はプラスチック製の防漏型の容器で密封されたスイッチ又はリレーにあつては、この限りでない。

4) ~ 6) (略)

[870] ~ [876] (略)

(8) その他の有害物件

[950] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注) 1)・2) (略)

3) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し [870] に従って包装すること。

4) ~ 7) (略)

8) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定 A94 の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起らないような方法で保護すること。

[951] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注) 1) ~ 3) (略)

4) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し [870] に従って包装すること。

5) ~ 8) (略)

9) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定 A94 の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起らないような方法で保護すること。

[952] は、次の容器及び包装等を示す。

国 連 番 号	包装物当たりの許容質量
3171, 3556, 3557, 3558	上限なし

注) 1) ~ 3) (略)

4) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起らないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

5) (略)

3) 圧力計、ポンプ、温度計又はスイッチ等の水銀を含む物件は、強固な外装容器に収納されること。また、当該物件は、破裂を防止する材質であって、かつ、漏えいを防ぐ、密封された内張り又は袋に収納されること。ただし、金属製又はプラスチック製の防漏型の容器で密封されたスイッチ又はリレーにあつては、この限りでない。

4) ~ 6) (略)

[870] ~ [876] (略)

(8) その他の有害物件

[950] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注) 1)・2) (略)

3) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し [492] 又は [870] に従って包装すること。

4) ~ 7) (略)

8) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定 A94 の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起らないような方法で保護すること。

[951] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注) 1) ~ 3) (略)

4) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し [492] 又は [870] に従って包装すること。

5) ~ 8) (略)

9) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定 A94 の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起らないような方法で保護すること。

[952] は、次の容器及び包装等を示す。

国 連 番 号	包装物当たりの許容質量
3171	上限なし

注) 1) ~ 3) (略)

4) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起らないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

5) (略)

- 6) リチウム電池又はナトリウムイオン電池を車両から取り外し、同じ外装容器に車両とは別に梱包されている場合は、国連番号が3481のリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）、国連番号が3552のナトリウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又は国連番号が3091のリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）の物件とし、包装基準966、969又は977に従って包装すること。
- 7) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。
- 8) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で車両や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「870」に従って包装すること。
- 9) 国連番号が3556から3558までの物件であって、ワット時定格量が100Whを超える電池を動力源とするもの（令和8年1月1日以降に輸送されるものに限る。）は、設計定格容量に対する充電比率（以下「充電率」という。）が30%を超えないこと、又は運転者席に表示される充電率が25%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

[953]・[954] (略)

[955] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注1) 救命用具は、下記の措置を取ること。

ア) ~オ) (略)

カ) リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電気的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

キ) (略)

2) (略)

[956] ~ [Y960] (略)

[961] は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組 合 せ 容 器		
	包装物当たりの許容質量		外 装 容 器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3268 3559	25kg	100kg	1 A 2, 1 B 2, 1 D, 1 G, 1 H 2, 1 N 2, 3 A 2, 3 B 2, 3 H 2, 4 A, 4 B, 4 C 1, 4 C 2, 4 D, 4 F, 4 G, 4 H 1, 4 H 2, 4 N

注) (略)

6) リチウム組電池を車両から取り外し、同じ外装容器に車両とは別に梱包されている場合は、国連番号が3481のリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又は国連番号が3091のリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）の物件とし、包装基準966又は969に従って包装すること。

7) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

(新設)

(新設)

[953]・[954] (略)

[955] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注1) 救命用具は、下記の措置を取ること。

ア) ~オ) (略)

カ) リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電気的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

キ) (略)

2) (略)

[956] ~ [Y960] (略)

[961] は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組 合 せ 容 器		
	包装物当たりの許容質量		外 装 容 器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3268	25kg	100kg	1 A 2, 1 B 2, 1 D, 1 G, 1 H 2, 1 N 2, 3 A 2, 3 B 2, 3 H 2, 4 A, 4 B, 4 C 1, 4 C 2, 4 D, 4 F, 4 G, 4 H 1, 4 H 2, 4 N

注) (略)

[962]・[Y963] (略)

[964] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注1) 金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2) 国連番号が3082の環境有害物質(液体)であって、組合せ容器に収納される場合は、第8条第1項の規定にかかわらず輸送することができる。

[Y964] (略)

[965] は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあつては、セクションI Aの規定を、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池を包装する場合にあつては、セクションI Bの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションI A

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~7) (略)

8) 単電池及び組電池は、充電率が30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

セクションI B

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~13) (略)

[966] は、次の容器及び包装等を示す。

(略)

セクションI

次の基準を満たすこと。

(表 略)

[962]・[Y963] (略)

[964] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注)金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

(新設)

[Y964] (略)

[965] は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあつては、セクションI Aの規定を、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池を包装する場合にあつては、セクションI Bの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションI A

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年6月30日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~7) (略)

8) 単電池及び組電池は、設計定格容量に対する充電比率(以下「充電率」という。)が30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

セクションI B

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成15年6月30日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~13) (略)

[966] は、次の容器及び包装等を示す。

(略)

セクションI

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~10) (略)

11) 単電池及び組電池（令和8年1月1日以降に輸送されるものに限る。）は、充電率が30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

セクションII

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

2) ~14) (略)

15) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が3m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を24時間加えても、電池の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。

16) ワット時定格量が2.7Whを超える単電池及び組電池（令和8年1月1日以降に輸送されるものに限る。）は、充電率が30%を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

(略)

セクションI

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) ~9) (略)

10) 各包装物は、同一の包装物が上面に3m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を24時間加えても、装置の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。ただし、大型装置であつて、4)の規定により外装容器に収納しないで輸送する場合を除く。

セクションII

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) ~11) (略)

12) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が3m（当該包装物を含む。）の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を24時間加えても、装置の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。ただし、大型装置であつて、4)の規定により外装容器に収納しないで輸送する場合を除く。

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年6月30日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~10) (略)

(新設)

セクションII

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。また、平成15年6月30日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

2) ~14) (略)

(新設)

(新設)

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

(略)

セクションI

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) ~9) (略)

(新設)

セクションII

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) ~11) (略)

(新設)

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1gを超える単電池又はリチウム金属含有量が2gを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションI Aの規定を、リチウム金属含有量が1g以下の単電池又はリチウム金属含有量が2g以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションI Bの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションI A

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~ 6) (略)

セクションI B

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~ 11) (略)

「969」は、次の容器及び包装等を示す。

(略)

セクションI

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~ 10) (略)

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が1gを超える単電池又はリチウム金属含有量が2gを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションI Aの規定を、リチウム金属含有量が1g以下の単電池又はリチウム金属含有量が2g以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションI Bの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションI A

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年6月30日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~ 6) (略)

セクションI B

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年6月30日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~ 11) (略)

「969」は、次の容器及び包装等を示す。

(略)

セクションI

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) (略)

2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年6月30日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

3) ~ 10) (略)

セクションII

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年7月1日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

2) ~13) (略)

14) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が3m(当該包装物を含む。)の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を24時間加えても、電池の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。

[970] は、次の容器及び包装等を示す。

(略)

セクションI

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) ~9) (略)

10) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が3m(当該包装物を含む。)の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を24時間加えても、装置の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。ただし、大型装置であつて、5)の規定により外装容器に収納しないで輸送する場合を除く。

セクションII

次の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) ~10) (略)

11) 各包装物は、上面に対して同一の包装物が3m(当該包装物を含む。)の高さに積み重ねられた場合と同等の負荷を24時間加えても、装置の損傷及び輸送の安全性を損なうおそれのある損傷又は変形がないこと。ただし、大型装置であつて、4)の規定により外装容器に収納しないで輸送する場合を除く。

[971] (略)

[972] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注1) ~5) (略)

6) 漏えいする可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつ、バッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し [870] に従って包装すること。

7)・8) (略)

9) 金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

[975] (略)

セクションII

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年6月30日以降に製造された電池にあつては、当該試験結果が提供可能であること。

2) ~13) (略)

(新設)

[970] は、次の容器及び包装等を示す。

(略)

セクションI

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) ~9) (略)

(新設)

セクションII

以下の基準を満たすこと。

(表 略)

注1) ~10) (略)

(新設)

[971] (略)

[972] は、次の容器及び包装等を示す。

(表 略)

注1) ~5) (略)

6) 漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し [492] 又は [870] に従って包装すること。

7)・8) (略)

9) ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

[975] (略)

〔976〕は、次の容器及び包装等を示す。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外 装 容 器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3551	—	35kg	1 A 2, 1 B 2, 1 D, 1 G, 1 H 2, 1 N 2, 3 A 2, 3 B 2, 3 H 2, 4 A, 4 B, 4 C 1, 4 C 2, 4 D, 4 F, 4 G, 4 H 1, 4 H 2, 4 N

注 1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

3) 短絡を防止する措置をすること。

4) 密閉された内装容器に梱包され、外装容器に収納されること。ただし、区分 1.4 S 以外の火薬類、引火性ガス、引火性液体、可燃性物質又は酸化性物質と同じ外装容器に収納されないこと。

5) 容器及び包装は、等級が 2 の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

6) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和 7 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、この限りでない。

7) 単電池及び組電池は、充電率が 30% を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

〔977〕は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が 20Wh を超える単電池又はワット時定格量が 100Wh を超える組電池を包装する場合にあってはセクション I の規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が 20Wh 以下の単電池又はワット時定格量が 100Wh 以下である組電池を包装する場合にあっては、セクション II の規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定 A154 に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクション I

次の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外 装 容 器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3552	5 kg	35kg	1 A 2, 1 B 2, 1 D, 1 G, 1 H 2, 1 N 2, 3 A 2, 3 B 2, 3 H 2, 4 A, 4 B, 4 C 1, 4 C 2, 4 D, 4 F, 4 G, 4 H 1, 4 H 2, 4 N

(新設)

(新設)

- 注1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 3) 短絡を防止する措置をすること。
 - 4) 電池は、密閉された内装容器に梱包され、外装容器に収納されること。
 - 5) 容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
 - 6) 電池単体を上記5)の容器に収納した場合は、装置とともに強固な外装容器に収納すること。
 - 7) 装置は、外装容器内で動かないように固定されること。
 - 8) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数のセットに予備の電池2セットを加えたものであること。
 - 9) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和7年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

セクションII

次の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外 装 容 器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	5 kg	ドラム ジェリカン 箱

- 注1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 3) 短絡を防止する措置をすること。
 - 4) 密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納すること。
 - 5) 装置は、外装容器内で動かないように固定されること。
 - 6) 各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な個数のセットに予備の電池2セットを加えたものであること。
 - 7) 各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
 - 8) 各包装物には第4号の5様式のラベルが見やすいように貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付された当該ラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
 - 9) ナトリウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）及びナトリウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）を組み合わせて包装する場合は、第7条の規定に従うとともに、包装物のナトリウムイオン電池の総質量は、5kgを超えないこと。

- 10) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和7年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 11) 輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載すること。
- 12) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。
- 13) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。
- 14) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

[978] は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあつてはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあつては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

国連 番号	包装物当たりの許容質量		外 装 容 器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3552	5 kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

注1) その他の有害物件として取り扱うこと。

- 2) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 3) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
- 4) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。一の外装容器に複数の装置を収納する場合は、相互に接触しないよう、各装置を梱包すること。ただし、大型装置であつて、当該装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあつては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
- 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
- 6) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和7年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
- 7) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。
- 8) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。
- 9) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

(新設)

セクションII

次の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外 装 容 器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5 kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

- 注1) 単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
- 2) 国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
 - 3) 短絡を防止する措置をすること。
 - 4) 装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。一の外装容器に複数の装置を収納する場合は、相互に接触しないよう、各装置を梱包すること。ただし、大型装置であって、当該装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあつては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
 - 5) 輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
 - 6) 機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。
 - 7) 3個以上の包装物からなる貨物又は機器に内蔵する5個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）若しくは3個以上の組電池を含む包装物である場合は、各包装物には第4号の5様式のラベルを見やすいように貼付し、輸送の書類にはこの規定により輸送する旨記載すること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにすること。混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を12mm以上の高さで表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付された当該ラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
 - 8) 組電池は、電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、令和7年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。
 - 9) 外装容器のドラムは、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、合板製、ファイバ製又はプラスチック製に限ること。
 - 10) 外装容器のジェリカンは、鋼製、アルミニウム製又はプラスチック製に限ること。
 - 11) 外装容器の箱は、鋼製、アルミニウム製、他の金属製、天然木材製、合板製、再生木材製、ファイバ板製又はプラスチック製に限ること。

備考4 (略)

備考5 有機過酸化物の化学品名

品 名	化 学 名
(略)	
有機過酸化物C (固体)	シクロヘキサノンパーオキシド* (濃度が91質量%以下で、水を9質量%以上含有するもの)

備考4 (略)

備考5 有機過酸化物の化学品名

品 名	化 学 名
(略)	
有機過酸化物C (固体)	シクロヘキサノンパーオキシド* (濃度が91質量%以下で、水を9質量%以上含有するもの)

	ジ-2,4-ジクロロベンゾイルパーオキシサイド (濃度が52質量%以下で、シリコンオイルでペースト状としたもの)
	(略)
有機過酸化物D (液体)	(略)
	メチルエチルケトンパーオキシサイド (活性酸素量が10質量%以下のもので、水は用いても用いなくてもよいもの) (希釈剤Aを55質量%以上含有するもの)
	メチルエチルケトンパーオキシサイド (活性酸素量が10質量%以下で、希釈剤Aが41質量%以上及び水が9質量%以上であって、希釈剤Aと水を合計で55質量%以上並びにメチルエチルケトン含有するもの)
	(略)
有機過酸化物D (固体)	(略)
	ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシサイド (濃度が52質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
	(略)
(略)	
有機過酸化物F (液体)	(略)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエイト (濃度が37質量%以下で、希釈剤Bを63質量%以上含有するもの)
	ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート (濃度が32質量%以下で、希釈剤Aを68質量%以上含有するもの)
	(略)
	ジベンゾイルパーオキシサイド (安定な水分散体)(濃度が42質量%以下のもの)

	(略)
有機過酸化物D (液体)	(略)
	メチルエチルケトンパーオキシサイド (活性酸素量が10質量%以下のもので、水は用いても用いなくてもよいもの) (希釈剤Aを55質量%以上含有するもの)
	(略)
有機過酸化物D (固体)	(略)
	ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシサイド (濃度が52質量%以下で、希釈剤A又は希釈剤Aと水の混合物でペースト状としたもの)
	ジ-2,4-ジクロロベンゾイルパーオキシサイド (濃度が52質量%以下で、シリコンオイルでペースト状としたもの)
	(略)
(略)	
有機過酸化物F (液体)	(略)
	ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエイト (濃度が37質量%以下で、希釈剤Bを63質量%以上含有するもの)
	(略)
	ジベンゾイルパーオキシサイド (安定な水分散体)(濃度が42質量%以下のもの)

ジベンゾイルパーオキシサイド (濃度が42質量%以下で、希釈剤Aを38質量%以上及び水を13質量%以上含有するもの)
(略)
(略)

備考6 (略)

別表第18 搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件 (第27条関係)

品名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備考
(略)				
放射性物質を使用した心臓ペースメーカーその他の医療装置又は医薬品	(略)	(略)	(略)	1) 医療装置にあつては、体内に埋め込まれたもの又は体外に取り付けられたものに限る。 2) 医薬品にあつては、医療処置により服用されるものに限る。
(略)				
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車 (身体障害、健康又は年齢あるいは骨折等による一時的な障害により移動が制約される旅客が使用するもので、以下この別表において「電動車椅子等」という。)	(略)	(略)	(略)	1)・2) (略) 3) <u>リチウムイオン電池</u> は、 <u>電動車椅子等に確実に装着されることにより十分に保護され、絶縁されていること。</u> 4) <u>リチウムイオン電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。</u>
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池	(略)	(略)	(略)	5) <u>電動車椅子等に取り付けられたリチウムイオン電池が十分に保護されていない場合は、当該電池を取り外し、次の要件に従うこと。</u> ア) ~ウ) (略)
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池 (ワット時定格量が300Wh以下のものであつて、短絡を生じないように措置したもの)	(略)	(略)	(略)	

(略)
(略)
(略)

備考6 (略)

別表第18 搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件 (第27条関係)

品名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備考
(略)				
放射性物質を使用した心臓ペースメーカーその他の医療装置	(略)	(略)	(略)	体内に埋め込まれたもの又は体外に取り付けられたものに限る。
(略)				
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車 (身体障害、健康又は年齢あるいは骨折等による一時的な障害により移動が制約される旅客が使用するもので、以下この別表において「電動車椅子等」という。)	(略)	(略)	(略)	1)・2) (略) 3) <u>電動車椅子等に確実に装着されることにより十分に保護され、電源が切られていること。</u> (新設)
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池	(略)	(略)	(略)	4) <u>電動車椅子等に取り付けられた電池が十分に保護されていない場合は、電池を取り外し、以下の要件に従うこと。</u>
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池 (ワット時定格量が300Wh以下のものであつて、短絡を生じないように措置したもの)	(略)	(略)	(略)	ア) ~ウ) (略)

リチウムイオン電池以外の蓄電池、乾電池又はニッケル水素電池（以下この別表において「蓄電池等」という。）を用いた電動車椅子等	(略)	(略)	(略)	1) (略) 2) 蓄電池（漏れ防止型のもの）の場合 ア) (略) イ) <u>蓄電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。</u> ウ) <u>蓄電池は、電動車椅子等に確実に装着されることにより十分に保護され、かつ、絶縁されていること。</u>
電動車椅子等から取り外した蓄電池等	(略)	(略)	(略)	エ) (略)
電動車椅子等に用いる予備の蓄電池等	(略)	(略)	(略)	3) 蓄電池（漏れ防止型以外のもの）の場合 ア) <u>蓄電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。</u> イ) (略) ウ) <u>蓄電池は、電動車椅子等に確実に装着されることにより十分に保護され、かつ、絶縁されていること。</u> エ) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	4) (略)
膨張式救命胴衣等（着用できるものに限る。）の個人用安全装置に用いられるガスカートリッジ（区分番号が2.2の高圧ガスが充填してある	(略)	(略)	(略)	

リチウムイオン電池以外の蓄電池、乾電池又はニッケル水素電池（以下この別表において「蓄電池等」という。）を用いた電動車椅子等	(略)	(略)	(略)	1) (略) 2) 蓄電池（漏れ防止型のもの）の場合 ア) (略) イ) <u>短絡防止の措置がされていること。</u>
電動車椅子等から取り外した蓄電池等	(略)	(略)	(略)	ウ) <u>電動車椅子等に確実に装着されることにより十分に保護され、かつ、電源が切られていること。</u> エ) (略)
電動車椅子等に用いる予備の蓄電池等	(略)	(略)	(略)	3) 蓄電池（漏れ防止型以外のもの）の場合 ア) <u>短絡防止の措置がされていること。</u> イ) (略) ウ) <u>電動車椅子等に確実に装着されることにより十分に保護され、かつ、電源が切られていること。</u> エ) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	4) (略)
膨張式救命胴衣等（着用できるものに限る。）の個人用安全装置に用いられるガスシリンダー（区分番号が2.2の高圧ガスが充填してある小	(略)	(略)	(略)	

小型のものであって、不測の作動を防止するように措置したもの)				
予備のガスカートリッジ	(略)	(略)	(略)	
個人用安全装置以外の装置に用いられるガスカートリッジ (副次危険性を有しない区分番号が2.2の高圧ガスであって一容器当たり50ml以下のもの)	(略)	(略)	(略)	
(略)				
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器 (電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。)	(略)	(略)	(略)	1)・2) (略) 3) 不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池 (他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。)	(略)	(略)	(略)	4) 電子機器を預入手荷物として輸送する場合は、 <u>電源を切ること(当該電子機器内のリチウム含有量の合計が0.3gを超えるリチウム金属電池又はワット時定格量の合計が2.7Whを超えるリチウムイオン電池を内蔵するものに限る。)</u>
5) ~ 7) (略)				
(略)				

注) (略)

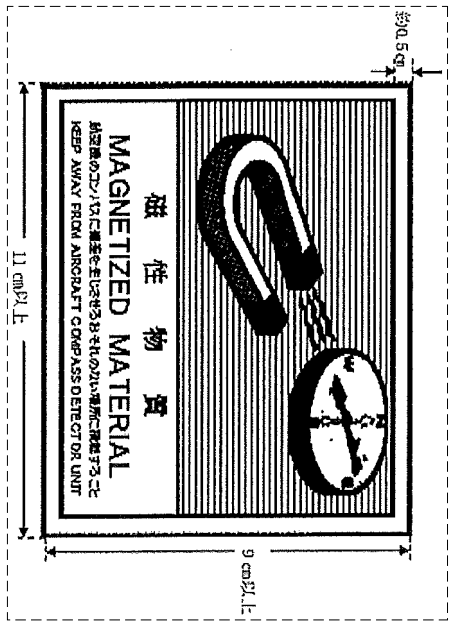
型のものであって、不測の作動を防止するように措置したもの)				
予備のガスシリンダー	(略)	(略)	(略)	
個人用安全装置以外の装置に用いられるガスシリンダー (副次危険性を有しない区分番号が2.2の高圧ガスであって一容器当たり50ml以下のもの)	(略)	(略)	(略)	
(略)				
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器 (電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。)	(略)	(略)	(略)	1)・2) (略) (新設)
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池 (他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。)	(略)	(略)	(略)	3) 電子機器を預入手荷物として輸送する場合は、 <u>次の要件に該当すること。</u> ア) 不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。 イ) 電源を切ること(当該電子機器内のリチウム含有量の合計が0.3gを超えるリチウム金属電池又はワット時定格量の合計が2.7Whを超えるリチウムイオン電池を内蔵するものに限る。)
4) ~ 6) (略)				
(略)				

注) (略)

第 2 号様式 (第 14 条、第 19 条関係)

ラベル A ~ ラベル Q (略)

ラベル R



(表 略)

ラベル S・ラベル T (略)

注 (略)

第 4 号の 5 様式

(様式 略)

(表 略)

注 1 *には、包装物に収納されるリチウム電池又はナトリウム電池の国連番号を表示すること。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年十二月三十一日以前に製造された容器及び包装については、改正後の第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 令和七年一月一日以降に製造された容器及び包装については、改正後の第二十一条の規定にかかわらず、令和八年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

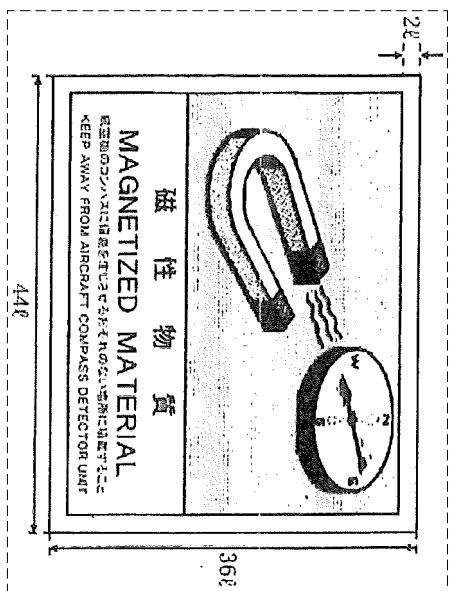
第四条 車両（リチウムイオン電池を動力源とするもの）及び車両（リチウム金属電池を動力源とするもの）については、改正後の別表第一の規定にかかわらず、令和七年三月三十一日までは、改正前の規定による国連番号並びに容器及び包装等の基準を示す数字及び記号が第十七条第一項に規定する書類に記載されている場合に限り、なお従前の例によることができる。

第五条 水酸化テトラメチルアンモニウムについては、改正後の別表第一の規定にかかわらず、令和八年十二月三十一日までは、改正前の規定による国連番号並びに容器及び包装等の基準を示す数字及び記号が第十七条第一項に規定する書類に記載されている場合に限り、なお従前の例によることができる。

第 2 号様式 (第 14 条、第 19 条関係)

ラベル A ~ ラベル Q (略)

ラベル R



(表 略)

ラベル S・ラベル T (略)

注 (略)

第 4 号の 5 様式

(様式 略)

(表 略)

注 1 *には、包装物に収納されるリチウム電池の国連番号を表示すること。

2 (略)